

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【公表番号】特表2014-501281(P2014-501281A)

【公表日】平成26年1月20日(2014.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-003

【出願番号】特願2013-547630(P2013-547630)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 P	27/02	(2006.01)
A 6 1 P	27/04	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	33/14	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	X
A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 P	27/02	
A 6 1 P	27/04	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	33/14	
A 6 1 P	31/04	

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

眼疾患を治療するためまたは眼域組織を清浄するためのキットであって、
眼組織に塗布するためのイソプレノイドエッセンシャルオイルと、
眼域組織を擦るための研磨剤と、
眼疾患を治療するためまたは眼域組織を清浄するための使用説明書とを含むことを特徴とするキット。

【請求項2】

前記研磨剤が、研磨剤粒子を含むことを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項3】

前記研磨剤粒子が、最長寸法が約1μmないし約600μmである大きさの粒子を含むことを特徴とする請求項2に記載のキット。

【請求項4】

前記研磨剤粒子が、最長寸法が約25μmないし300μm未満である大きさの粒子を含むことを特徴とする請求項2に記載のキット。

【請求項5】

前記研磨剤粒子が、最長寸法が300μmないし約600μmである大きさの粒子を含むことを特徴とする請求項2に記載のキット。

【請求項 6】

前記イソプレノイドエッセンシャルオイル及び前記研磨剤粒子が、混合物を形成していることを特徴とする請求項2に記載のキット。

【請求項 7】

前記イソプレノイドエッセンシャルオイルが、約 0 . 5 % (w / w) ないし 5 0 % (w / w) の濃度でティーツリーオイルを含むことを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 8】

前記ティーツリーオイルの濃度が、約 5 % ないし 5 0 % であることを特徴とする請求項7に記載のキット。

【請求項 9】

前記ティーツリーオイルの濃度が、約 0 . 5 % ないし 4 % であることを特徴とする請求項8に記載のキット。

【請求項 10】

前記イソプレノイドエッセンシャルオイルを眼組織に塗布するためのアプリケータをさらに含み、該アプリケータが前記研磨剤を含むことを特徴とする請求項1に記載のキット。

【請求項 11】

組成物であつて、

眼科学的に許容される基材で希釈した約 0 . 5 % ないし 4 % のイソプレノイドエッセンシャルオイルと、

複数の研磨剤粒子とを含むことを特徴とする組成物。

【請求項 12】

前記イソプレノイドエッセンシャルオイルがティーツリーオイルを含むことを特徴とする請求項11に記載の組成物。